

基発第0803002号
平成19年 8月 3日

福井労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

義肢等補装具（電動車いす）の基準外支給について（回答）

平成19年5月29日付け福井労発基第67号にてりん伺のあった標記につき、下記のとおり回答する。

記

平成18年6月1日付け基発第0601001号「義肢等補装具支給要綱の制定について」の別添「義肢等補装具支給要綱」の5に定める基準外支給として差し支えない。